

26動検第1115号

平成27年2月5日

公益社団法人日本馬事協会長 殿

農林水産省 動物検疫所長



ドイツにおける鼻疽の発生を踏まえた同国から日本向けに輸出される馬
及び同国滞在歴のある国際交流競走馬に関する検疫対応について

貴会におかれましては、日頃より動物検疫業務に対し御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

今般、ドイツから日本向けに輸出される馬及び同国滞在歴のある国際交流競走馬について、平成27年2月4日付け26消安第5460号により、別添のとおり動物衛生課長から通知があり、これに基づき、家畜衛生条件が改正されるまでの間、同国から輸出される馬及び日本向け輸出60日以内に同国滞在歴のある国際交流競走馬の輸入を認めないこととしますので、お知らせするとともに、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。



(別添)



26 消安第 5460 号
平成 27 年 2 月 4 日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

ドイツにおける鼻疽の発生を踏まえ、同国から日本向けに輸出される馬及び同国滞在歴のある国際交流競走馬に関する検疫対応について

今般、ドイツにおいて鼻疽の発生が確認されたことを踏まえ、ドイツから日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件（平成 14 年 11 月 15 日付け 14 生畜第 5352 号）及び国際交流競走馬の家畜衛生条件を改正する必要があるため、条件が改正されるまでの間、下記のように対応するよう、お願いします。

記

現行の家畜衛生条件を充足しないものとして、ドイツから輸出される馬及び日本向け輸出前 60 日以内に同国滞在歴のある国際交流競走馬の輸入を認めないこと

以上

